

笠岡市子ども条例 逐条解説

目 次

(前文)

第1章 総則 (第1条－第3条)

第2章 豊かな子ども時代を過ごすための大切な権利 (第4条－第9条)

第3章 大人の役割 (第10条－第14条)

第4章 推進するための取組 (第15条－第22条)

附 則

(前文)

子どもは、未来への希望であり、一人の人間としてその尊厳が守られるかけがえのない存在です。

子どもは、権利について正しく学び、自らの権利を実現することで、ほかの人の権利を尊重できるようになります。そして、さまざまな権利が守られることで、豊かな子ども時代を過ごすことができるようになり、社会の一員として自立した大人に成長していきます。

現代の社会には、子どもの権利を脅かすさまざまな問題があり、このような時代を乗り越えていくには、子どもが生きる力を身につけることが大切です。

子どもの生きる力を培うためには、家庭や地域を中心とした社会全体で愛されることが必要です。子どもは愛されることにより、自分も周りの人も愛する気持ちが生まれます。さらに、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことで、自分自身を高め、豊かな人間性を育んでいくことができます。

笠岡市に住む子どもが心豊かに成長することは、すべての市民の願いです。大人は、子どもの権利条約に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えます。

笠岡市は、地域の行事や日々の暮らしを通じて、子どもとのふれあいを大切にします。さらに、家庭、学校園等、地域社会、事業所及び市が協働することにより、まち全体で子どもの豊かな育ちを支え合う仕組みを整え、子どもが夢と希望をもち、安心して幸せに生活することができるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

【解 説】

笠岡市子ども条例では、前文をおき、条例における子ども観や、今の子どもにとって必要なもの、子どもへの関わり方や子どもの周りの大人が協働していく必要性など、条例の骨格となる考え方などについて説明しています。

(1) 第1段落, 第2段落

ここでは、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもが権利主体であり、かけがえのない存在であることを示しています。

また、子どもは、権利について正しく学び、自分の権利を実現することで、初めてほかの人の権利を尊重できるということを記載しています。そして、多様な経験を通じて規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことのできる大人へと成長していくことを示しています。

(2) 第3段落, 第4段落

現代の厳しい社会を乗り越えていくには、子どもが生きる力を身につけることが重要であることを示しています。

『生きる力』について、条例のなかで特に定義はしていません。「厳しい社会の荒波を自分で乗り越えていくことができる力」、「相手を思いやり、感動する豊かな人間性」など、生きる力とは何かについて、条例を読む方に想像していただければと思います。

次に、生きる力を培うためには、社会全体で愛されることが重要としており、子育ての第一義的責任のある家庭のみならず、地域の人との関わりが大切であると考えています。また、子どもは愛されることで、自己肯定感を高め、ほかの人にも愛情をもって接することができるようになり、さらに、努力を重ねていくことで、自分自身を高め、豊かな人間性を育てていくことができることを示しています。

(3) 第5段落

ここでは、子どもの周りにいる大人たちの、子どもへの関わりについて示しています。

大人が子どもに関わる際には、「子どもの最善の利益」、すなわち「子どもにとって何が一番良いことなのか」を考えることが何よりも大切です。そして、この子どもの最善の利益については、子どもに対して一方的に押し付けるものではなく、子どもとともに考えていく姿勢が必要です。

「子どもの最善の利益」は、子どもの権利条約でも、その重要性が記載されています。

(4) 第6段落

子どもの意見を聴くなかで、子どもたちは、家庭や地域などで、大人ともっとふれあいたいということを訴えていました。そこで、子どもたちの願いに応えるべく、子どもとのふれあいを大切にしますと宣言しています。

また、地域の大人が協働することにより、まち全体で子どもの豊かな育ちを支え合い、子どもが夢と希望をもち、安心して幸せに生活することができるまちを実現するという決意を明らかにしています。

第1章 総則

(目指すもの)

第1条 この条例は、子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つことを目指します。

2 この条例は、目指すものを実現するために、次のことを定めます。

- (1) 子どもの育成についての基本的な考え方
- (2) 子どもの権利
- (3) 大人の役割

【解 説】

(1) 第1項関係

この条例の目的を定めています。

「子どもの幸せを第一に考える視点」を持つことは、「子どもの関係にあることを行うときには、子どもに最も良いことは何かを第一に考えなければならない」ということであり、条例を運用するうえで、最も重要な原則になっています。

また、一人ひとりの子どもが、夢と希望をもって、安心して心豊かに育つこと、つまり子育て（子ども自身が育つこと）を目的としています。

(2) 第2項関係

目的を達成するための3つの手段を定めています。

第1号は、「第3条（基本的な考え方）」で具体的に記載しています。第2号は、「第2章豊かな子ども時代を過ごすための大切な権利」に詳しく記載しています。第3号は、「第3章大人の役割」に、それぞれの大人の役割を記載しています。

また、第3号の大人とは、家庭・学校園等・地域社会・事業所及び市を示しています。

(言葉の定義)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人をいいます。
- (2) 協働 家庭、学校園等、地域社会、事業所及び市が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、同じ目標に向かって、互いに支え合い、協力することをいいます。
- (3) 学校園等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童福祉施設などの施設をいいます。
- (4) 地域社会 地域に住む人や、地域で活動をしている団体をいいます。
- (5) 事業所 市内で事業活動を行う個人や法人をいいます。

【解 説】

(1) 第 1 号関係

児童福祉法や子どもの権利条約で、「子ども」を18歳未満としていることを踏まえ、本条例においても子どもを「18歳未満」としていますが、施策を実施していく上では、幅を持たせ、柔軟に対応していきたいと考えています。

2) 第 2 号関係

笠岡市自治基本条例の基本原則のなかに「協働の原則」があります。子どものことについても、大人が同じ目標に向かって、それぞれの役割を果たし、互いに協働していくことが大切だと考え、定義として明確にしています。

(3) 第 3 号関係

笠岡市にある「児童福祉施設」とは、児童福祉法に規定している児童発達支援センター（笠岡学園）、児童養護施設（悲眼院）、児童厚生施設（大井児童館）及び保育所です。

(4) 第 4 号関係

「地域で活動している団体」とは、まちづくり協議会、子ども会、スポーツ少年団、公民館、民生児童委員、愛育委員、社会福祉協議会の支部、PTA、放課後児童クラブ、母親クラブ、消防団、NPO法人やそれに準ずる団体など、地域で活動している様々な団体を想定しています。

(5) 第 5 号関係

「事業所」とは、法人格の有無に関わらず、市内に事務所等を設置し、事業やその他の活動を行う個人、法人その他の団体を想定しています。

（基本的な考え方）

第 3 条 子どもの育成についての基本的な考え方は、次のとおりです。

- (1) 子どもは、生まれながらにして一人の人間としてその権利が守られ、最善の利益が保障されるかけがえのない存在です。
- (2) 大人は、子どもには個人差や発達段階があることを認識し、心のふれあいを大切に、子どもとの信頼関係を築いていきます。
- (3) 大人は、それぞれの果たすべき役割を認識し、互いに協働しながら、子どもを取り巻く環境を整え、子どもの生きる力を育てていきます。

【解 説】

本条は、条例の目指すものを達成するための3つの手段のうちの1つである「子どもの育成についての基本的な考え方」を3号に分けて定めています。

(1) 第1号関係

子どもが権利保護の主体であることを示し、子どもの権利条約にも規定してある「子どもが最善の利益が保障される存在であること」を明記しており、条例を運用するうえで重要な基本原則となります。

(2) 第2号関係

画一的ではなく、一人一人の子どもに応じた対応が大切との考えにより、「個人差や発達段階があることを認識し」としています。

また、子どもの意見を聴くなかで、子どもは、「大人にもっと話を聞いてほしい」「地域で挨拶してほしい」「地域の行事にもっと参加したい」というように、大人とのふれあいを求めていることがわかったため、「心のふれあいを大切に、子どもとの信頼関係を築いていきます」と明記しています。

(3) 第3号関係

子どもは家庭のなかだけで育つではありません。地域の大人がそれぞれの役割を果たし、互いに協働しながら、子どもの生きる力を育んでいくことの大切さを示しています。

第2章 豊かな子ども時代を過ごすための大切な権利

(子どもの権利)

第4条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、その年齢や発達段階に応じて、ふさわしい配慮がなされ、支援を受けることができます。

【解 説】

本条は、第2章において掲げる「豊かな子ども時代を過ごすための大切な権利」の総則を定めています。

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般的に義務や責任ということもありますが、「子どもの権利」は、何かの義務や責任を果たすことを条件にはじめて認められるものではなく、誰もが生まれながらに無条件に持っているもの（基本的人権と同じ）であると認識しています。

また、この章に定める子どもの権利は、日本国憲法や子どもの権利条約などによって、子どもに保障されている権利のなかから、笠岡市の子ども状況を踏まえて、特に大切にされるべき基本的な権利として条例内に定めたものであり、本条例の制定により、新たな権利を創出したものではありません。

(1) 第1項関係

全ての市民や団体が、子どもの権利の大切さを認識し、子どもの権利保障に努めなければならないことを規定しています。

(2) 第2項関係

子どもに接するには、新生児、乳幼児、小学生、中学生、高校生など、年齢に応じて、それぞれ異なった関わり方が必要になります。

また、同じ年齢でも子どもの成長・発達の早さについては、個人差があることから、子ども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じて、支援が考えられるべきであるということを示しています。

障害のある子どもやひとり親家庭の子どもなどへの支援については、特に配慮が必要です。このため、本条において、「子どもの状況に応じて必要な支援がなされなければならない」として規定し、画一的ではなく、一人一人の子どもに応じた配慮がなされ、支援を受けることができることを定めています。

(権利の尊重)

第5条 子どもは、自らの権利が尊重されるのと同じように、ほかの人の権利も尊重しなければなりません。

【解 説】

権利や自由とは、自分の思うままに何でもできるということではなく、自分が決めたことや起こしたことには責任が伴います。本条は、権利を行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があることを記載しています。

子どもは、子どもの発達段階に応じて、子どもの権利を正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、自然に相手の気持ちを想像できるようになり、考える力や判断する力に加え、他の人を思いやる力、配慮する力が備わると考えています。

(生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きていくために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の考えや気持ちを自由にもつこと。
- (2) 個性やほかの人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 夢を抱き、それに向かって挑戦すること。

【解 説】

本条では、子どもの「生きる権利」を3号に分けて具体的に定めています。

(1) 第1号関係

人間の内心の自由のうち「思想・良心の自由」がなければ、表現の自由、その他の精神的自由も存立の基盤を失います。この自由は、すべての自由の基礎であり、ほかの自由権より厳重に守られねばならないとされているため、ここに定めています。

■主に子どもの権利条約第14条〔思想・良心・宗教の自由〕に対応しています。

(2) 第2号関係

一人ひとりがかもっている内面や外見的違いに関わらず、一人の人間として人格が尊重されることが大切です。子どもは、個性や国籍、民族、性別、障がいの有無などのほかの人との違いを否定されることなく、認められ、温かな心の交流と状況に応じた支援のなかで、豊かに成長することができます。

■主に子どもの権利条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

(3) 第3号関係

ここでは、自分が決めた夢に向かってチャレンジすることを権利として規定しています。人は、成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学ぶことから、たとえ失敗しても積極的に新たなチャレンジをしてほしいと考えております。

子どもが失敗を恐れず、いろいろなことにチャレンジすることは、子どもの成長・発達にとって、とても大切なことです。

■主に子どもの権利条約第29条〔教育の目的〕に対応しています。

(守られる権利)

第7条 子どもは、安全に安心して生きていくために、主として次のことが保障されます。

- (1) 虐待やいじめなど、あらゆる暴力から守られること。
- (2) いかなる差別も受けないこと。
- (3) プライバシーや名誉が守られること。

【解説】

本条では、子どもの「守られる権利」を3号に分けて具体的に定めています。

(1) 第1号関係

ここでは、子どもへの暴力である虐待、いじめ、体罰等から、子どもが精神的にも肉体的にも、守られることを規定しています。

心や身体が守られ、健やかに成長することは、子どもの基本的な権利です。特に、虐待、いじめ、体罰等は、子どもにとって日常的に最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、安心して生きていくための権利として規定しています。

■主に子どもの権利条約第19条〔虐待・放任からの保護〕に対応しています。

(2) 第2号関係

子ども自身やその家族の国籍、民族、性別、障がいの有無などを理由として、差別や不当な扱いを受けることがあってはいけません。このため、子ども一人ひとりの尊厳が保たれながら育つことができるよう、これを権利として明らかにしています。

■主に子どもの権利条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

(3) 第3号関係

プライバシーや名誉の侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシー等が守られることは大切です。

子どもというグループのなかでもプライバシーや名誉を守ることは大切ですし、大人と子どもとの関係についても、当然ながら、大人は子どもにプライバシーがあることを認識し、子どもが秘密にしたいことをむやみに聞きだしたりしてはいけません。

■主に子どもの権利条約第16条〔プライバシー・名誉の保護〕に対応しています。

(育つ権利)

第8条 子どもは、豊かに育つために、主として次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 文化、芸術、スポーツを体験すること。
- (3) 自然に親しむこと。

【解 説】

本条では、子どもの「育つ権利」を3号に分けて具体的に定めています。

(1) 第1号関係

子どもは、「遊ぶこと」を通して、心身や情緒を成長・発達させ、また社会性を身につけていきます。遊びは、子どもの心身の健康にとって不可欠なものであり、生きることを学ぶ術であると考えます。「学ぶこと」は、成長・発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない権利です。多様な教育と学習の機会が与えられ、学ぶことで、考える力を育み、豊かに育つことができます。また、適度に「休息すること」は、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。

なお、「遊ぶこと」や「休息すること」は、好きなだけ遊び、休んで良いというものではありません。子どもの成長・発達の段階に応じた適切な遊びや休息を考えることが大切です。

■主に子どもの権利条約第28条〔教育への権利〕、第29条〔教育の目的〕、第31条

〔休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(2) 第2号関係

ここでは、子どもの感性を豊かにするために、様々な文化、芸術、スポーツを体験することを権利として規定しています。

子どもは、自分の年齢や成長に応じ、多様な文化、芸術、スポーツ等の経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造性を育むことに繋がると考えます。

■主に子どもの権利条約第31条〔休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。

(3) 第3号関係

ここでは、笠岡市の子どもにとって貴重な財産である自然に親しむ権利を定めており、笠岡市の子どもたちが、瀬戸内海、笠岡諸島などの美しい自然環境の恩恵を受けて、のびのびとたくましく育ってほしいという願いを込めて、規定しています。

■主に子どもの権利条約第29条〔教育の目的〕に対応しています。

(参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを自由に表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- (4) 社会参加への適切な支援が受けられること。

【解 説】

本条では、子どもの「参加する権利」を4号に分けて具体的に定めています。

(1) 第1号関係

子どもが社会性を持ち、自立していくためには、家庭・学校園等・地域社会・市等のあらゆる場面で、自分に関わりのあることについて、意見を自由に表明できることが大切です。子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることに繋がる、特に大切な権利のうちの一つです。

その一方で、子どもの意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利ということができません。子どもが意見表明を行うことは、勇気が必要なことであり、この権利の行使にあたっては、意見を表明したことでその子どもが不利益を受けることのないよう、周囲の大人が十分に配慮しなければなりません。

■主に子どもの権利条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

(2) 第2号関係

ここでは、既存の集団に参加するだけでなく、子ども自らが仲間を作り、集まって、思いを共有し、様々な体験ができることを規定しています。

ここで定める「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。例えば、スポーツ少年団・ボランティア団体・子ども会などの地域の活動への積極的な参加の経験を通じて、豊かに成長・発達することが期待されます。

なお、この権利を行使する際にも、ほかの人の迷惑になるような行為はあってはならず、公共安全や道徳、ほかの人の権利の保護などの一定の制約のもと保障されている権利です。

■主に子どもの権利条約第15条〔結社・集会の自由〕に対応しています。

(3) 第3号関係

子どもが、学校や地域社会の様々な場面において、事業などの企画・計画段階からほかの人と協力しあい、その仲間のなかでそれぞれの子どもの意見が尊重されることを権利として規定しています。

ただし、集団のなかで、自分の意見が尊重されるのと同じように、ほかの人の意見も尊重する必要があります。子どもには、集団生活を通じて、ほかの人を思いやる力、配慮する力を育ててほしいと考えています。

(4) 第4号関係

子どもが自ら考えたり、参加するためには、わかりやすい情報提供などの支援が受けられることが大切です。子どもの参加を促進する立場にある学校園等、地域社会などは、子どもの年齢・発達に応じた適切な支援を行うことが求められます。

また本号で、「参加」という言葉を使用しているのは、事業などの企画・計画段階から「参画」する以外に、途中からでも参加できる体制を整える必要があると考えたためです。

■主に子どもの権利条約第17条〔情報へのアクセス〕に対応しています。

第3章 大人の役割

(家庭の役割)

第10条 保護者は、子どもとともに育つなかで、心のふれあいを通して、子ども自らが愛され大切にされていると実感できるような家庭づくりに努めます。

2 保護者は、子どもに生活習慣を身につけさせ、社会のルールを教える責任があります。

【解説】

本条は、子どもが生活する最も基本的な場である「家庭」における保護者の役割を定め

ています。

(1) 第1項関係

保護者は、子どもを産み・育てていく経験のなかで、様々なことを学び、子どもと一緒に成長していくものと考えます。

また、家庭とは、子どもの意見を聴くなかで、子どもが訴えていた言葉「心のふれあい」を最も実感できる安心できる場所であってほしいものです。保護者は、仕事など日々の生活で忙しい中であっても、子どもがふれあいを求めていることを認識し、少しでも多くの時間を子どもと共有できるようにしてほしいと考えます。家庭において、たくさん愛された子どもは、次の段階として周りの人をも愛することができるようになります。

(2) 第2項関係

子どもの権利条約第18条〔親の第一次養育責任〕には、子育ての第一義的な責任は、まず子どもの保護者にあるとされています。これは、子どもがよりよく成長するためには、家庭の役割が非常に大きいことを確認しているもので、改めて子育てにおける家庭の役割について、大人が自覚する必要があります。本項で、「～責任があります」という強い文言で締めくくっているのも、家庭の役割の大きさを示しています。

(学校園等の役割)

第11条 学校園等は、子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能を身につけさせるとともに、子どもが自ら考え、解決していく力を育てるように努めます。

2 学校園等は、子どもが集団の中で互いに支えあいながら、自らの可能性を高め、自分らしく生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性を育てるように努めます。

【解説】

この条は、子どもの育ちや学びに大きなかかわりを持つ「学校園等」の役割を定めています。

(1) 第1項関係

学校園等は、子どもには、年齢毎にまた個人毎に発達の差があることを認識し、それぞれの子どもにあった対応をする必要があると考えます。また、学校園等は、子どもが自ら考え、自ら解決していく力を育てることにより、社会に出て、自立して生きていく力を培う手助けをしていく必要があると考えています。

(2) 第2項関係

学校園等は、集団生活を学ぶ場でもあります。それぞれの子どもの可能性を見つけられるよういろいろなことに挑戦する機会を設け、努力を促し、応援し、得意分野や自分らしさを見つけることができるように支援してほしいと考えます。それにより、自信が

つき、自己肯定感が高まり、感動する心、互いを思いやる心、最後までやり抜く忍耐力などが身につくと考えます。

(地域社会の役割)

第12条 地域社会は、子どもが安心して気持ちよく過ごすことができる環境づくりに努めます。

2 地域社会は、子どもが地域の一員として、行事や活動に参加し、自然や文化に親しむ機会を提供するように努めます。

【解説】

本条は、家庭を補完する立場で子どもたちの育ちを支える「地域社会」の役割を定めています。

(1) 第1項関係

子どもの意見を聴くなかで、子どもたちは、地域の安全パトロールなどに感謝している一方で、公園が草やゴミのない状態であってほしいと訴えていました。地域社会では、今までどおり子どもの安全を見守るとともに、あいさつや草刈り、ゴミ拾い等、子どもたちと一緒に気持ちの良い環境づくりをしてほしいと思います。

(2) 第2項関係

子どもたちから、地域の行事などに積極的に参加したいというたくさんの意見がありました。地域の行事などを通じて、豊かな自然に親しみ、先人が築いた文化にふれ、豊かな子ども時代を過ごすことにより、郷土愛を培ってほしいと願っています。

(事業所の役割)

第13条 事業所は、子どもを育成することが未来の社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識するとともに、保護者が安心して仕事と家庭を両立しやすいように環境を整え、学校園等や地域社会との連携に努めます。

【解説】

事業所のなかには、子どもを育てる保護者を雇用しているところも含まれます。事業所には、保護者が子どもとふれあう時間をつくれるよう可能なかぎり協力していただきたいと考えています。併せて、学校の職場体験等を積極的に受け入れ、地域社会に開かれた活動をしていただきたいと考えています。

(市の役割)

第14条 市は、家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働しながら、それぞれの役割が果たせるように支援や調整を行い、条例の目指すものの実現に向けて推進していきます。

【解 説】

市は、条例の目的実現のため、各種団体等（家庭、学校園等、地域社会及び事業所）と協働するとともに、必要な支援・調整を行い、第4章に定める計画・推進会議などにより、条例の内容を推進していきたいと考えています。

第4章 推進するための取組

(計画と評価)

第15条 市は、子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に推進していくための計画をつくり、わかりやすく公表します。

2 市は、計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的な支援に取り組みます。

3 市は、計画に基づいて実施した取組の結果について評価し、わかりやすく公表します。

4 市は、評価した内容を尊重し、必要な措置を取るよう努めます。

【解 説】

本条は、市が、子どもの育成に関わる取組について、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返しながら、条例の目的達成に向けて推進していくことを明記しています。

(1) 第1項関係

市は、子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に推進していくための計画をつくり、わかりやすく公表することとしています。第3章に規定する大人の役割について、更に具体的に検討・協議し、家庭・学校園等・地域社会及び事業所の行動指針、市の行動計画を策定していきたいと考えております。

(2) 第2項関係

本条例は、子ども自身の育ちを目的にしていますが、本項では、市が、子育て家庭の支援に取り組むことを明記しています。子育てと子育の両方を支援することで、条例の内容を推進していきたいと考えています。

(3) 第3項関係

第1項に記載した計画の取組結果を、定期的に評価し、わかりやすく公表することとしています。

(4) 第4項関係

第3項で評価した内容を尊重し、可能な限りの必要な措置をとり、次に策定する計画に繋げていきたいと考えています。評価するばかりでなく、それを踏まえて、改善を加えていくことこそ、目指すものを達成するために、必要であると考えます。

(推進会議)

第16条 市は、家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働して子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に進めていくために、推進会議を設置します。

【解説】

市は、家庭、学校園等、地域社会及び事業所の代表者によって構成される推進会議を設置し、計画の策定等を総合的かつ継続的に進めていくことを示しています。

(子どもの意見を聴く機会)

第17条 市は、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させることができるように子どもの意見を聴く機会を設けます。

【解説】

市が、子どもに関わる事業等を実施する場合には、子どもへのアンケート調査などにより、大人だけの意見でなく多角的に、子どもの意見を聴き事業・施策等に反映していきたいと考えています。

(笠岡市子ども週間)

第18条 市は、毎年11月第2月曜日からの1週間を「笠岡市子ども週間」と定め、家庭や地域社会のなかで、大人と子どもが心のふれあいをより深めるための週間とします。

【解説】

大人と子どもが心のふれあいの大切さを再確認するために、年に1回、笠岡市子ども週間を定め、条例の理念の普及啓発を実施していくことを定めています。

11月は、児童虐待防止推進月間であり、子どもの権利条約が制定された月でもあります。また、5月5日子どもの日から約半年後ということで、大人が、子どもとのふれあいの大切さを再認識する週間となるように、毎年PRしていきたいと考えています。

(相談体制の充実)

第19条 市は、支援が必要な子どもや子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

【解 説】

市は、支援が必要な子どもや子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に今後より一層努めることで、子ども・子育て家庭が安心して生活ができるような環境をつくっていくことを示しています。

(虐待やいじめなどへの対応)

第20条 市は、関係機関と連携を深め、子どもに対する虐待やいじめなどの防止や早期対応に努めます。

【解 説】

市は、笠岡市要保護児童対策地域協議会などを通じて、学校園等・児童相談所・警察・医療機関など、あらゆる関係機関と緊密に連携し、迅速かつ適切に、虐待やいじめなど人権侵害の防止や早期対応に努めることが大切だと考えています。

(広報)

第21条 市は、この条例の目指すものや内容を子どもや大人にわかりやすく広めていきます。

【解 説】

市は、パンフレット（子ども向け・大人向け）を小中学校、公民館、児童館など各種施設へ配布したり、ホームページで情報発信するなどの方法により、この条例の目的や理念を、子どもばかりでなく、大人にもわかりやすく広めていくこととしています。

(委任)

第22条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。